

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月13日

河合町長 岡井 康德

河合町条例第14号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月河合村条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | |
|---------------|------------|
| 25 心身障害児就学指導員 | 日額 5,000 円 |
|---------------|------------|

」

を

「

| | |
|--------------|------------|
| 25 教育支援委員会委員 | 日額 5,000 円 |
|--------------|------------|

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。